

仕 様 書

件 名	222号建物エレベーター保守	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年 2月 7日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		階級氏名	防衛技官 山光 拓郎

1 実施場所
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 保守期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 概 要
フルメンテナンス契約によるエレベーターの保守

4 型式・数量・点検回数

品名・型式等	設置年月	数量	点検回数
中央エレベーター工業（ロープ式） (P-9-2C0-90-8T) 群管理方式 付加仕様含む	平成15年5月	3台	1回/月 計12回/年

5 一般事項

- (1) 本件は本仕様書によるほか、関係各法規および関係諸規定に基づき実施する。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状復旧する。
- (3) 本作業に際し疑義が生じた場合は、担当係官と協議のうえ、その指示に従い実施する。

6 特記事項

- (1) 本作業は、別紙「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検する。
- (2) 本作業にあたっての部品及び消耗品等の取替・修理作業は、請負者の負担とする。ただし、以下の事項については対象から除外する。
 - ア 意匠部品（昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠等）の塗装、メッキ直し、修理、部品取替、清掃
 - イ 巻上機、電動機等の機器の一式取替
 - ウ 建築関係工事
 - エ 諸法規の改正、官公庁の命令または指導による設備改修、新規付属物追加に関する工事
 - オ 契約者または第三者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理及び取替工事
 - カ 天災、人災等の事故により発生する修理及び取替工事
- (3) 本作業終了後、動作及び機能確認を行い、正常に作動することを確認した後、点検内容に準じた作業報告書を1部係官に提出する。
- (4) 遠隔監視装置の監視結果について、翌月初めに速やかに報告書を提出する。
- (5) 緊急時及び故障の場合は、速やかに技術員を派遣し必要な対処を行い、その状況、状態等について係官に報告する。
- (6) 何らかの原因で停止したエレベーターの復旧については、請負者の負担で実施する。ただし、別途部品交換等の修理を要する場合は、係官と協議のうえ行う。

エレベーター保守点検項目表（222号建物）

区分	点検項目
機械室	室内環境（通路、照明、換気、整備）
	マシン、モーター
	ブレーキ
	調速機（非常止め、その他安全装置）
	受電、制御盤（ヒューズ、接点、リレー、コイル）
	綱車の溝（損耗、スリップ）
	主ロープの損耗（径、素線）
	バッテリー電圧チェック
	シーケンサーC. P. Uの異常チェック
かご上	運行状態
	ドアの作動
	ドアマシン、ドアセレクター、ドアハンガー
	ゲートSW及びセフティシュー
	ガイドシュー、ガイドローラー
	近接スイッチおよびかご上安全スイッチ
かご	操作盤、カーポジション
	かご戸、敷居、光電管スイッチ
	かご室、意匠、照明、停電灯
	外部への連絡装置、インターフォン
	給油器
乗場	かご着床状態
	乗場ドア開閉状態
	乗場ボタン、表示灯
	非常解錠装置
	乗場の戸、敷居、光電管スイッチ
塔内	ロープテンション及びシンプルロッド
	上部及び下部リミットスイッチ
	塔内配線、配管
	非常止め装置（ガバナーロープおよびキャッチ）
	カーフレーム、ボルトの締付状態
	レール及びブラケットの取付
	各階ドアSWドアロックの作動
	移動ケーブルおよび取付部
	カウンターウエートとクリアランス
	緩衝器およびバッファチャンネル取付部
	かご、カウンターウエートの吊車
	昇降路ピット内環境（漏水等）
	付加仕様
火災時管制運転装置	
停電時自動着床装置	
遠隔監視装置	

